



地方厚生(支)局医療課長 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和6年3月5日付け保医発0305第4号)を下記のとおり改正し、令和6年6月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節D023(11)を次のように改正する。
  - (11) 「13」の百日咳菌核酸検出は、関連学会が定めるガイドラインの百日咳診断基準における臨床判断例の定義を満たす患者に対して、LAMP法又はPCR法により測定した場合に算定できる。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和6年3月5日付け保医発0305第4号)

改正後	現 行
別添1	別添 1
医科診療報酬点数表に関する事項	医科診療報酬点数表に関する事項
第1章 (略)	第1章 (略)
第2章 特揭診療料	第2章 特揭診療料
第1部・第2部(略)	第1部・第2部 (略)
第3部 検査	第3部 検査
第1節 検体検査料	第1節 検体検査料
第1款 検体検査実施料	第1款 検体検査実施料
D000~D022 (略)	D 0 0 0 ~ D 0 2 2 (略)
D023 微生物核酸同定・定量検査	D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査
(1)~(10) (略)	(1)~(10) (略)
(11) 「13」の百日咳菌核酸検出は、関連学会が定める	(11) 「13」の百日咳菌核酸検出は、関連学会が定める
ガイドラインの百日咳診断基準における臨床判断例	ガイドラインの百日咳診断基準における臨床判断例
の定義を満たす患者に対して、LAMP法 <u>又はPC</u>	の定義を満たす患者に対して、LAMP法により測
<u>R法</u> により測定した場合に算定できる。	定した場合に算定できる。
$(12) \sim (38)$ (略)	$(12) \sim (38)$ (略)
D023-2~D025 (略)	D 0 2 3 - 2 ~ D 0 2 5 (略)
第2款 (略)	第2款 (略)
第2節 削除	第2節 削除
第3節・第4節 (略)	第3節・第4節 (略)
第4部~第13部 (略)	第4部~第13部 (略)
第3章 (略)	第3章 (略)